

## 国立大学法人鹿屋体育大学ネーミングライツ・パートナー募集要項

### 1. ネーミングライツ・パートナーの目的

事業者が本学の施設等に、企業名、商標名、企業ロゴ、シンボルマーク（以下「別称等」）などを付与する権利等を設定し、ネーミングライツ・パートナーからその対価（以下、「ネーミングライツ料」という。）を得て大学の教育研究環境基盤の強化を図ることが目的です。

### 2. 別称及び広告掲載の対象施設

#### ①別称

別紙1の「ネーミングライツ・パートナー公募対象施設等一覧」に定めた施設  
なお、ネーミングライツ・パートナー契約中の施設等は除く。

#### ②広告掲載

キャンパス内（施設内及び屋外）。

イメージにつきましては、別紙2「広告掲載イメージ」をご参照ください。

### 3. 募集の概要について

#### （1）契約の条件

① 契約期間：原則1年以上（更新可）

② ネーミングライツ料（年間契約額。消費税及び地方消費税は別途。）

別に定める「ネーミングライツ・パートナー公募対象施設等一覧」（別紙1）及び「広告掲載イメージ」（別紙2）の目安額によります。

なお、目安額は大学としての希望額であり、これを下回る応募も可能です。

ただし、応募金額は審査項目となっているため、審査の際に評価されます。

#### （2）応募資格

ネーミングライツ・パートナーになることを希望する事業者等（法人、法人以外の団体（以下「法人等」という。）若しくは法人等により構成された団体又は個人をいう。）は、次のいずれにも該当しないものとします。

① 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を営むもの及び当該営業に類する事業を行うもの

② 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていないもの

③ 社会問題を起こしているもの

④ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77

号) 第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号に同じ。) 又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。) 若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下にあるもの

- ⑤ 消費者金融業及び事業者金融業
- ⑥ 賭け事に係わる業種に属する事業を行うもの
- ⑦ 政治団体
- ⑧ 宗教団体
- ⑨ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続開始の申立てをしているもの及び申立てがなされているもの
- ⑩ 国税、地方税等を滞納しているもの
- ⑪ 前各号によるもののほか、鹿屋体育大学のネーミングライツ・パートナーとしてふさわしくないと本学が認めるもの

### (3) 別称の付与及び広告掲載

- ① 別称及び広告は、教育研究並びに課外活動等、本学の運営に支障を及ぼさないものとしします。
- ② 大学施設にふさわしい別称及び広告としします。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、別称及び広告として用いることができません。
  - ・法令等の規定に違反するもの又はそのおそれのあるもの
  - ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
  - ・政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の名刺広告に関するもの
  - ・社会問題等の主義、主張に係るもの
  - ・公衆に不快の念又は危害を与えるおそれのあるもの
  - ・大学の信用又は品位を害するおそれのあるもの
  - ・人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
  - ・詐欺的な取引その他正当な取引とは認められない取引に関するもの
  - ・良好な景観の形成又はその維持等を害するおそれのあるもの
  - ・集团的又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の利益になると認められるもの
  - ・その他、本学が別称及び広告として設定することが適当ではないと認めたもの
- ③ 事業者等は、別称に係る施設等の別称サイン、案内看板及び広告等を設置できます。(ただし、法令、条例等に基づく規制や施設構造により一定の制限される場合があります)
- ④ 別称サイン、案内看板及び広告等の内容(デザインや大きさ等)及び設置場所については、本学で審議の上、最終決定します。ただし、内容の変更を求めることがあります。

- ⑤ 混乱を避けるため、契約期間中はネーミングライツ・パートナーからの申し出による別称及び広告の変更は原則としてできません。
- ⑥ 事業者等はネーミングライツ・パートナーであることをPRすることができます。
- ⑦ 設定された別称は、学内外における呼称として、本学のホームページ等で幅広く使用するなど普及に努めます。ただし、別称であることを踏まえ、本学規則等（文部科学省報告名称）で定める施設等の名称の改正は行いません。また、利用者に別称の使用を義務付けることはできません。

#### （４）別称の表示及び広告掲載等に伴う費用負担等

- ① 別称のサイン、案内看板や広告等の設置、維持、変更及び契約期間満了後の原状回復に係る費用はネーミングライツ・パートナーの負担とします。（ネーミングライツ料とは別途、御負担願います。）
- ② 別称の表示及び広告掲載の契約開始日において、看板の設置等が完了していない場合においても、契約期間及びネーミングライツ料に変更はありません。
- ③ ネーミングライツ・パートナーは、設定した別称及び広告に関する一切の責任を負うものとします。なお、第三者から別称及び広告に関して苦情の申し立て又は損害賠償の請求等がなされた場合は、ネーミングライツ・パートナーの責任及び負担において解決するものとします。
- ④ 契約締結後に作成する大学広報誌等への別称の表示及び本学のホームページ掲載等については本学の負担で行います。

#### （５）募集期間

最初の募集期間は、令和４年２月１日（火）から令和４年２月２８日（月）までとします。

ただし、上記期間終了後は随時受け付けを行います。

なお、持参の場合の受付時間は土、日・祝日及び大学が定める休日を除く午前９時から午後５時までとします。

#### （６）応募時の提出書類

- ① ネーミングライツ・パートナー申込書（別紙様式１）
- ② 法人の場合は、会社概要及び直近３年間の決算報告書
- ③ 法人の場合は、登記事項証明書（発行３ヶ月以内のもの）
- ④ 国税、地方税等を滞納していないことを証する書面（納税証明書など）

#### （７）ネーミングライツ・パートナーの選定

次の資格要件及び選定基準を基に、本学が設置する選定委員会において、応募の

趣旨、別称及び広告案、ネーミングライツ料及び契約期間等を総合的に判断してネーミングライツ・パートナーの候補者を選定します。なお、応募の内容によっては不適当とする場合もあります。

**\* 資格要件及び選定基準**

選定項目		要件、基準等	判断等
資格要件	応募の趣旨	・ 応募資格を満たしているか。 ・ 過去に重大な事故および不誠実な行為を行っていないか。 ・ 経営基盤が安定しているか。	適・否
	別称 (デザイン含)	・ 大学構成員、地域住民に受け入れられるか(親しみやすさ等) ・ 施設のイメージを損なう恐れがないか。 など	適・否
選定基準	ネーミング ライツ料	・ 財政的な観点から高額なほど高評価とする	金額
	契約期間	・ 別称として定着させる観点から期間が長いほど高評価とする。	年数
判定	資格要件や選定基準を勘案し、総合的に判断する。		順位

**(8) 選定結果の通知および公表**

選定結果は応募者に通知します。また、本学のホームページ等で公表します。

**(9) 契約の締結**

本学は、(8)により決定したネーミングライツ・パートナーとの間でネーミングライツに関する契約(以下、「契約」という。)を締結します。

なお、当該ネーミングライツ・パートナーは、契約期間の満了後、当該施設等のネーミングライツの設定に当たり、優先的に交渉することができるものとします。

**4. ネーミングライツ料の納入時期**

ネーミングライツ料の納入は、原則として、本学が発行する納入依頼書で指定された期日までに、年度毎に指定した預金口座に一括で納入することになります。

**5. 契約の解除**

(1) ネーミングライツ・パートナーが応募資格要件を欠くことになったとき、又は社会的信用を損なう行動等により本学のイメージが損なわれる恐れがあると認められる

ときは、本学は契約を解除することができるものとします。この場合、契約解除に伴う原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーの負担とし、支払い済みのネーミングライツ料は返還しません。

- (2) ネーミングライツ・パートナーは、本学がこの契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったときは、契約を解除することができるものとします。

これらの契約解除に伴う原状回復に必要な費用は、ネーミングライツ・パートナーの負担とします。

#### 6. その他留意事項

- ① 申込に要する経費等は、すべて申込者の負担とします。
- ② 提出された書類は、返却しません。
- ③ 提出された書類は、必要に応じ複写します。
- ④ 提出された書類は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）等の法令規定又は捜査機関の開示要請に基づき開示する場合があります。

#### 7. 申込書の提出先及び問合せ先

鹿屋体育大学施設課計画係

〒891-2393 鹿児島県鹿屋市白水町1番地

Tel 0994-46-4852

FAX 0994-46-4515

Email [sisetu@nifs-k.ac.jp](mailto:sisetu@nifs-k.ac.jp)

※ 申込がありましたら、メールや電話等にて連絡させていただきます。数日経っても連絡がない場合はこちらに届いてないこともありますので、確認の連絡をお願いいたします。

ネーミングライツ・パートナー公募対象施設等一覧

(別紙1)

※対象建物(施設)は事前の現地確認が可能ですので、申請書提出先までご連絡ください。  
希望ネーミングライツ料は目安額です。ネーミングライツ料が本学の希望額未満の場合でも応募は可能です。

建物(施設)名 (部屋名等)	概要	希望ネーミングライツ料 (年間(税別))	写真
総合体育館	令和2年度に全面リニューアル工事を実施しました。 主体育室は球技用としてバスケットボール2面、バレーボール2面、テニス2面、ハンドボール2面、バドミントン8面の競技が可能なスペースを確保できます。 他に、体操練習室、ダンス練習室、トレーニング室などを備えています。 延べ床面積4,204㎡	200万円	
球技体育館	令和4年度に全面リニューアル工事を実施しました。 球技体育館はバレーボール練習室(2面分)、バドミントン練習室(4面分)、卓球練習室(4台分)の3つの独立した練習室を備えています。 延べ床面積2,652㎡	130万円	
屋内実験プール	水深1.2m~4.0mあり、競泳、アーティスティックスイミング、高飛込(5m)、水球などが実施できます。 50m(8レーン)と25m(8レーン)での利用が可能であり、授業や課外活動の他に高齢者の水泳教室を行なっています。 その他、実験研究用レーンにはペースメーカー等の実験用器材を設置や水泳フォームをあらゆる角度から分析できる減圧調整可能な流水プール、データ解析室等の設備を備えています。 これまで、本プールを利用して日本代表チームのトレーニングや測定を実施しています。 延べ床面積2,524㎡	120万円	
武道館	令和2年度に全面リニューアル工事を実施しました。 本学武道課程の中心施設であり、柔道場、剣道場、相撲場、多目的道場などを設置しています。 延べ床面積2,901㎡	140万円	
附属図書館	1階に受付カウンター、閲覧室、NIFSラコモ、2階に閲覧室、パソコン室、グループ学習室などを設置しています。 蔵書数は図書11.5万冊、学術雑誌2.5千種(R3.4.1現在)で、開館時間は平日8時30分~21時、土曜日9時~17時、日曜日13時~17時となっています。 また、一般市民の方々も利用可能です。 年間利用者数 延べ7万7千人(R元年度) 延べ4万6千人(R2年度)	80万円	
スポーツパフォーマンス研究センター	スポーツパフォーマンス研究センターは、世界で唯一の50mフォースプレートやマウンド、バッターボックス一体型フォースプレートなどの測定機器を備えた唯一無二のスポーツ研究施設です。科学的知見から自身のパフォーマンスを向上するため、東京オリンピック・パラリンピックに出場した選手やプロ野球選手などをはじめとした、多くのアスリートに活用されていることから、SNSや印刷物の表記などを通じて愛称が露出することが多く、PR効果や認知度向上が期待できます。 延べ床面積 4,254㎡	200万円	
【高須キャンパス】 海洋スポーツセンター	海洋スポーツに関する理論教育・実践指導および研究活動を行うほか、広く海洋スポーツに関する研修会・講習会の開催、課外活動等にも活用し、実践的指導者の養成、競技力向上および生涯スポーツとしての普及に努めています。また公開講座の開催や関連団体のセンター活用など、可能な限りでの施設開放に取り組み、各事業・活動・研究成果などの情報を学内外に発信することによって、幅広い海洋スポーツの振興に努めています。 延べ床面積 1,167㎡	50万円	
陸上競技場	3種公認競技場でナイター設備を備えています。 全天候型の400mトラックです。 フィールドは、ハードル、走り幅跳び、高跳び、棒高跳びやハンマー投げ、槍投げ、砲丸投げ等の投てき競技等ができるよう整備されています。	65万円	
サッカー場	令和3年度にリニューアル工事を実施しました。 公式競技用としても使用可能(サイドライン105m、ゴールライン68m)です。全面天然芝張でナイター設備も完備されています。	200万円	
ラグビー場	公式競技用としての広さを有しており(タッチライン100m、タッチインゴールライン22m、デッドボールライン69m)、全面芝張でナイター設備を半コート分整備しています。	65万円	
ホッケー場	公式競技用としての広さを有しており(サイドライン91m、ゴールライン55m)、全面芝張で、ラグビー及びサッカーのサブ練習場としても使用可能です。	150万円	
野球場	両翼92m、中堅117mで内野はクレイ、外野は全面芝張です。 本部席、スタンド、ダッグアウト及びスコアボードなどの設備も備えています。	65万円	
テニスコート	全面ハードコート(14面)で照明設備も設置されています。	100万円	
多目的グラウンド	ソフトボール、トラック(200m)併用のフィールドをもつ多目的利用施設で、ソフトボール用としてナイター設備も完備しています。	65万円	

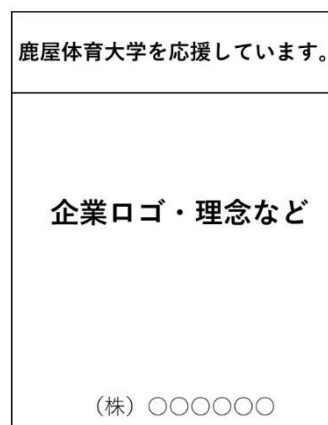
※上記の他、構内の通り(学生寮から校舎までの道路)や広場等、各種施設・建物へのネーミングライツ、広告設置も申し込みも可能ですので、お問い合わせください。

## 広告掲載イメージ

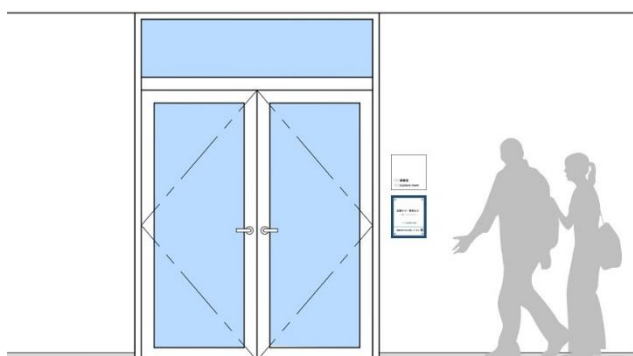
広告等の表示デザイン、取付け位置等は申し込み時に応募者から提案を受け、本学ネーミングライツ・パートナー選定委員会での審議により決定しますが、例として以下のようなものを想定しています。



屋外体育施設等の設置例



建物屋外設置パネルのイメージ(例)  
(サイズA0～A1判程度)



屋内施設(講義室等)の設置例



壁面設置パネルのイメージ(例)  
(サイズA1～A4判程度)

広告費用は掲示物のサイズにより決定します。参考に以下のとおり目安をお示しします。

パネル (A0判)	・ ・ ・ 年間 36 万円 (3 万円/月)	(税抜)
パネル (A1判)	・ ・ ・ 年間 24 万円 (2 万円/月)	(税抜)
パネル (A2判)	・ ・ ・ 年間 20.4 万円 (1.7 万円/月)	(税抜)
パネル (A3判)	・ ・ ・ 年間 16.8 万円 (1.4 万円/月)	(税抜)
パネル (A4判)	・ ・ ・ 年間 12 万円 (1 万円/月)	(税抜)

